

1. 目的

金沢美術工芸大学（以下「本学という。」）は、本学の大学憲章にもあるように、1946年、戦後の混乱と虚脱のなか、学問を好み、伝統を愛し、美の創造を通じて人類の平和に貢献することを希求する金沢市民の熱意により、工芸美術の継承発展と、地域の文化と産業の振興を目指して創立され、これまで幾多の優れた人材を輩出してきた。

その中でも社会連携活動については、創立当初から重視しており、教育・研究に並ぶ大学の使命と位置づけ、本学の持つデザイン、美術工芸分野に関する専門知識や技術、社会連携で得られた成果を広く社会に還元するとともに、産業や地域の活性化に貢献してきている。

社会連携を成功させるためには、真理の追求を目的とする大学と利潤追求を目的とする企業とが、目的と役割の相違を越えて、お互いの立場を尊重しながら協力し合う必要がある。しかしながら、このような活動においては、大学又は大学の役員及び教職員等（以下「役職員等」という。）に利益相反の状態が生じうる。

したがって、社会連携活動を積極的に推進するに際しては、利益相反が不可避免的に発生することを十分に認識し、適切に対応することが求められる。

本ポリシーの目的は、利益相反に関する基本的な考え方や対応を策定することにより、本学の役職員等が利益相反の特徴を明確に理解した上で、社会連携活動を公正かつ積極的に推進できる環境を整備することにある。

2. 利益相反の定義

(1) 狭義の利益相反

役職員等個人が社会連携活動に伴って得る利益と本学における職務上の責任が相反する状態（個人としての利益相反）、及び本学が社会連携活動に伴って得る利益と本学の社会的責任が相反する状態（組織としての利益相反）をいう。

(2) 責務相反

役職員等が兼業活動により他の企業等に職務遂行責任を負っていて、本学における職務遂行責任と他の企業等に対する職務遂行責任が対立する状態をいう。

(3) 広義の利益相反

狭義の利益相反と責務相反の概念を含む概念をいう。本ポリシーでは、狭義の利益相反と責務相反を合わせて、広義の利益相反として利益相反の対象とする。

3. 利益相反マネジメントに関する基本的な考え方

利益相反マネジメントに当たっては、市民や社会からどう見られるかを意識し、特に企業との産学連携活動が本学の行う教育・研究活動を歪めないよう、透明性、公正性及び信頼性を確保し、社会に対して説明責任を果たすことにより、社会連携の推進に伴う懸念を払拭し、役職員等がより高いモチベーションで社会連携活動を実施することが可能となるよう努める。また、学生が社会連携活動に従事する場合は、その自由意思を尊重する。

4. 利益相反マネジメントの体制

本学は、利益相反に係る問題が生じることを未然に防止し、万一問題が生じた場合の解決に対応するため、利益相反マネジメント体制を構築する。

(1) 利益相反に関する事項の審議機関

利益相反に関する事項の審議は、公立大学法人金沢美術工芸大学における公的資金による研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程（以下「不正行為防止規程」という。）第19条に定める研究不正行為防止推進会議（以下「会議」という。）が行う。会議は、法令、本学の諸規程、本ポリシー等に基づき、利益相反に関する審査を行うとともに、利益相反に関する自己申告及びその手続き、その他利益相反に関する事項の審議を行う。

(2) 利益相反アドバイザーボード

利益相反に関する事項の諮問機関として、学外の専門家で構成される利益相反アドバイザーボードを必要に応じて設置する。会議は、利益相反マネジメントに関する審議の適正性と客観性を担保するため、利益相反アドバイザーボードの意見を適切に反映しながら審議を行う。

(3) 利益相反相談室

利益相反に関する事項の相談窓口として、学内の教職員及び学外の専門家（利益相反アドバイザー）で構成される利益相反相談室を設置する。利益相反に係る問題を未然に防止するため、利益相反相談室において、役職員等からの相談を随時受け付ける。